

参考：主な合算対象期間の早見表

		昭36.4	37.12	55.4	57.1	61.4	平3.4	
被用者年金制度加入期間 (20歳～59歳)	合算対象 期間 ※1	保険料納付済 みなし期間				保険料納付済期間 (第2号被保険者期間)		
被用者年金制度加入期間 (20歳未満、60歳以後)	合算対象期間 (20歳未満、60歳以後の期間)							
被用者年金制度加入者の 配偶者期間 (20歳～59歳)		合算対象期間 (任意未加入期間)				強制加入期間又は 保険料納付済期間 (第3号被保険者期間)		
老齢(退職)年金の受給資格 期間満了者及び受給権者		合算対象期間 (任意未加入期間)				強制加入期間		
その配偶者期間 (20歳～59歳)		合算対象期間 (任意未加入期間)				強制加入期間		
被用者年金制度の障害・遺族 給付受給権者		合算対象期間 (任意未加入期間)				強制加入期間		
その配偶者期間 (遺族給付は除く) (20歳～59歳)		合算対象期間 (任意未加入期間)				強制加入期間		
学 生		合算対象期間 (任意未加入期間)					強制加入期間	
国会議員		合算対象期間 (適用除外期間)	合算対象期間 (任意未加入期間)			強制加入期間		
その配偶者期間 (20歳～59歳)		合算対象期間 (任意未加入期間)				強制加入期間		
地方議会議員及びその配偶者 期間(20歳～59歳)	強制加入 期間	合算対象期間 (任意未加入期間)				強制加入期間		
日本人の海外居住期間		合算対象期間 (適用除外期間)				合算対象期間 (任意未加入期間)		
日本に帰化した者、永住許可 を受けた者などの在日期間 (20歳～59歳)		合算対象期間 (適用除外期間)※2			強制加入期間			
日本に帰化した者、永住許可 を受けた者などの海外在住期 間 (20歳～59歳)		合算対象期間 (適用除外期間)						
厚生年金保険の脱退手当金の 支給を受けた期間		合算対象期間 ※3						

▲ 昭36.4 ▲ 37.12 ▲ 55.4 ▲ 57.1 ▲ 61.4 ▲ 平3.4

太枠内の期間

 = 合算対象期間

※1 厚生年金保険・船員保険については、昭和36年4月以後に厚生年金保険・船員保険の被保険者となったり、共済組合の加入員となったり、国民年金の保険料納付済期間や保険料免除期間があること。または、昭和61年4月以後に保険料納付済期間や保険料免除期間がある者で、昭和36年4月前後の期間を合算した期間が1年以上あることが条件です。(共済組合については、昭和36年4月まで引き続いた期間が対象となります)

※2 昭和36年4月から日本に帰化(日本国籍を取得)した日などの前日までの期間(20歳～59歳)

※3 昭和61年4月から65歳に達する日の前日までに保険料納付済期間または保険料免除期間があることが条件です。

受給資格要件の特例Ⅱ（期間の短縮）（60改正法附則12）

老齢基礎年金は、保険料納付済期間または保険料免除期間がある者に原則として65歳から支給されます。ただし、老齢基礎年金を受給するためには保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が原則25年（300月）以上あることが必要ですが、つぎのような者は、生年月日などにより受給資格期間を短縮される経過措置が講じられています。（60改正法附則12①）

なお、この受給資格期間の短縮措置には、国民年金制度独自のものと被用者年金制度の短縮措置を引き継いだものがあります。

① 国民年金制度独自の短縮措置（経過措置）

昭和5年4月1日以前生まれの者の短縮措置（60改正法附則12①一）

大正15年4月2日から昭和5年4月1日までに生まれた者の場合は、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が、つぎの別表1の期間以上あれば老齢基礎年金を受給することができます。

（別表1）

生年月日	期 間
大正15年4月2日～昭和2年4月1日	21年(252月)
昭和 2年4月2日～昭和3年4月1日	22年(264月)
昭和 3年4月2日～昭和4年4月1日	23年(276月)
昭和 4年4月2日～昭和5年4月1日	24年(288月)

短縮の理由

国民年金制度が発足した昭和36年4月1日当時31歳以上の者は、60歳までに25年以上という受給資格要件を満たすことが困難な場合もありますので、生年月日に応じて受給資格期間を短縮する特例が設けられました。

② 被用者年金制度の短縮措置を引き継いだ短縮措置（経過措置）

基礎年金制度が導入される前（昭和61年4月前）の旧被用者年金各法には、様々な受給資格期間の短縮措置や、受給開始年齢の短縮措置が設けられていましたが、1階部分の「老齢基礎年金」と2階部分の「老齢厚生年金など」が、同じく受給できるように設けられたものです。

ア 被用者年金制度加入期間だけの者の短縮措置（60改正法附則12①二、三）

昭和31年4月1日以前生まれで、厚生年金保険の被保険者期間（船員保険の被保険者期間を含む）のみ場合、または、単独の共済組合の加入期間がつぎの別表2の期間以上あれば老齢基礎年金を受給することができます。

なお、単一の被用者年金制度だけでは別表2の期間を満たすことができなくても、複数の被用者年金制度の加入期間を合算し別表2の期間以上あれば老齢基礎年金を受給することができます。（60改正法附則12①二）

また、昭和36年4月以後の被用者年金制度の加入期間と昭和36年3月以前の合算対象期間

(60改正法附則8⑤三、四、五)を合算して別表2の期間以上あれば老齢基礎年金を受給することができます。(60改正法附則12①三)

(別表2)

生年月日	期 間
昭和27年4月1日以前	20年(240月)
昭和27年4月2日～昭和28年4月1日	21年(252月)
昭和28年4月2日～昭和29年4月1日	22年(264月)
昭和29年4月2日～昭和30年4月1日	23年(276月)
昭和30年4月2日～昭和31年4月1日	24年(288月)

短縮の理由

基礎年金制度導入前の被用者年金制度の老齢や退職を事由とする給付の原則的な受給資格期間を引き継いだもので、基礎年金制度導入時の昭和61年4月1日に30歳以上の者は、60歳までに25年(300月)の受給資格期間を満たすことが困難な場合もありますので、生年月日に応じて受給資格期間を短縮する特例が設けられました。

イ 厚生年金保険の中高齢者の短縮措置(60改正法附則12①四、五)

昭和26年4月1日以前生まれで、40歳(女性および坑内員・船員の場合は35歳)に達した月以後の厚生年金保険の被保険者期間が別表3の期間以上あれば老齢基礎年金を受給することができます。

なお、別表3の期間のうち7年6月以上が厚生年金保険の第4種被保険者期間または船員保険の任意継続被保険者期間以外の厚生年金保険の被保険者期間であることが必要です。

(60改正法附則12①四)

また、船員の場合については、別表3の期間のうち10年以上が船員保険の任意継続被保険者期間以外の厚生年金保険の被保険者期間であることが必要です。(60改正法附則12①五)

(別表3)

生年月日	期 間	被保険者の区分	
昭和22年4月1日以前	15年(180月)	厚生年金保険 (男性)	厚生年金保険 (女性) (坑内員) (船員)
昭和22年4月2日～昭和23年4月1日	16年(192月)		
昭和23年4月2日～昭和24年4月1日	17年(204月)		
昭和24年4月2日～昭和25年4月1日	18年(216月)		
昭和25年4月2日～昭和26年4月1日	19年(228月)		
		40歳以後	35歳以後

短縮の理由

基礎年金制度導入前の、旧厚生年金保険法の中高齢者に対する特例的な受給資格期間の短縮措置を引き継いだものです。

この厚生年金保険の特例は、中高齢(男性=40歳 女性・坑内員・船員=35歳)になってから被保険者となった者は、老齢年金の受給開始年齢である60歳(女性・坑内員・船員は55歳)までに、老齢年金の受給資格期間を満たすことが困難な場合もあるため、基礎年金制度導入時に35歳以上である昭和26年4月1日以前生まれの者は、生年月日に応じて受給資格期間を短縮する特例が設けられました。

そこで国民年金でも、基礎年金制度導入時の昭和61年4月1日に35歳以上の者に対して、厚生年金保険と同様の短縮措置が設けられました。